

令和2年4月20日

保育所等の臨時休園に係るQ&A

Q1 なぜ臨時休園するのか。

A1 令和2年4月8日付船保認第91号「緊急事態宣言に伴う保育所等の児童の受け入れ縮小について」において、保護者の皆様に登園自粛等の協力をお願いをいたしました。その後、市内での患者は増加しており、特に感染経路が不明な方が増えています。

そのような厳しい環境の中、保育所等では必要な感染対策を行い、受け入れ縮小等を行いながら保育をしております。

保育所等に登園するという事は、家庭で生活することに比べて感染リスクが高いこと、万が一、感染者が発生した場合には、園に関わる多くの方に感染が拡大する恐れがあることから、児童及び保護者並びに保育所等職員の安全を第一に考え、保育所等を臨時休園することといたしました。

保護者の皆様には、臨時休園の趣旨を踏まえ、就業先との調整や、親族の方などによる保育も含め家庭での保育にご協力をお願いします。

Q2 保育所等を完全に閉鎖すべきではないか。

A2 保育所等の対応について、国や県からは適切な感染症防止対策を講じ、必要な保育を確保したうえで、保育の提供を縮小して実施することが求められています。

また、国の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和2年4月16日変更）」や千葉県報道発表資料「新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく新たな措置内容について」においては、医療体制の維持や安定的な生活の確保、社会の安定の維持などに関わる多くの事業の継続が求められています。

このような状況を踏まえ、保育所等を完全に閉鎖するのではなく、これまでと同様に医療従事者や社会機能を維持するために就業することが必要な方、ひとり親などで仕事を休むことが困難な方、支援対象児童など事情により家庭での保育が特に困難な方等については、各施設で引き続き保育をお願いすることといたしました。

Q 3 「医療従事者や社会機能を維持するために就業することが必要な方」とは、どのような職種なのか。

A 3 千葉県報道発表資料「新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく新たな措置内容について」に記載されている3及び4において適切な感染症防止対策を講じたうえで事業の継続とされている事業内容を指しています。
《リンク先URL》

<https://www.pref.chiba.lg.jp/kenfuku/kansenshou/ncov/shisetsu.html>

Q 4 千葉県報道発表資料「新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく新たな措置内容について」に記載されている3及び4において適切な感染症防止対策を講じたうえで事業の継続とされている事業以外は、保育所等の利用はできないのか。

A 4 千葉県の資料に示されている事業は、「医療従事者や社会機能を維持するために就業することが必要な方」について、あくまでも例示したもので資料に示されている事業以外であっても、個別の事情で仕事が休めず、他に家庭で保育をしてくれる方がいない場合などについては、引き続き保育所等を利用することは可能です。

Q 5 「医療従事者や社会機能を維持するために就業することが必要な方」に該当すれば保育所等を利用できるのか。

A 5 従事する事業が該当すれば一律に保育を受けられるというものではありません。ご家庭での保育が可能であれば、極力家庭での保育をお願いいたします。

Q 6 在宅勤務をしている場合、保育所等を利用できないのか。

A 6 在宅勤務をしている場合には、極力、家庭での保育をお願いします。しかし、在宅勤務であっても業務内容等個別の理由で家庭での保育が困難な場合は各施設にご相談ください。

Q 7 「臨時休園に伴う保育利用申込書」は、市のホームページからしか入手できないのか。

A 7 インターネット環境がないなどにより市のホームページからダウンロードできない方は在籍している施設にご相談ください。

Q 8 5月6日までに緊急事態宣言が解除されなかった場合、どうなるのか。

A 8 臨時休園期間は緊急事態宣言が解除されるまでとしておりますので、5月6日までに解除されず、緊急事態措置を実施すべき期間が延長された場合は、引き続き臨時休園となります。その際は、改めて臨時休園に伴う保育利用申込書の提出をお願いいたします（申込書は改めてご案内します）。

Q 9 緊急事態宣言が解除されたら、通常どおりの保育となるのか。

A 9 緊急事態宣言の解除により臨時休園期間も終了しますが、感染のリスクが一定程度ある状況が続く間は緊急事態宣言解除後も登園自粛をお願いします。

現在のところ5月末日までの登園自粛をお願いしますが、感染状況等を踏まえ延長することがあります。

Q10 「臨時休園に伴う保育利用申込書」に、勤務先電話番号は記載しなければいけないのか。

A10 勤務状況について、勤務先に確認する場合があります。回答していただける部署等の連絡先をご記入ください。

Q11 臨時休園の対象となる施設は何か。

A11 認可保育所、認定こども園、小規模保育事業、家庭的保育事業、一時預かり事業（一般型）、休日保育事業です。認可外保育施設には、市の方針を参考に各施設でご判断をお願いしています。状況は各施設にお問合せください。